

職業安定分科会雇用保険部会（第200回）

資料 1

令和6年12月3日

財政運営（失業等給付・雇用保険二事業②）について

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

失業等給付の今後（令和7～12年度）の収支見込みについて

試算の前提

1. 雇用情勢の前提

- 令和7年度以降の基本手当の受給者実人員は、過去10年間の平均（平成26年度～令和5年度実績。41.8万人）をベースとする（次頁以降の「試算①」）。
- ただし、令和5年度からの受給者実人員数の上昇を踏まえ、令和6年度上半期の実績を踏まえた推計値43.2万人を用いた試算も行う（次頁以降の「試算②」）。

2. その他試算に当たっての前提

（収入）

- 雇用保険料収入については、令和6年度予算をベースとする。
- 令和6年法改正の影響を加味している。

（支出）

- 失業等給付について、令和7年度以降は令和5年度決算をベースとしつつ令和6年法改正の影響を加味している。
※令和10年10月施行の雇用保険の適用拡大により新たに被保険者となる者は、同年度中は基本手当の受給要件を満たさないため、これによる支出増は令和11年度以降に反映。
- 雇用保険二事業について、令和7年度以降は令和5年度決算をベースに「人への投資」「こども未来戦略（加速化プラン）」の方針などを加味している。

失業等給付及び二事業の財政運営試算①

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率**0.8%**を維持

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.70	1.70	1.70	1.74	1.77	1.77
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.34	0.34	0.35	0.39	0.41	0.39
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.90	3.37	3.92	4.55	5.26	5.95
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	3.18倍	3.64倍	4.21倍	4.89倍	5.55倍	6.08倍
	保険料率	0.8%	→						
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.32	0.32	0.33	0.37	0.39	0.37
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	3.06倍	3.48倍	4.01倍	4.65倍	5.29倍	5.80倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算②

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.7%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.49	1.49	1.49	1.52	1.55	1.55
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.13	0.13	0.14	0.18	0.19	0.17
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.69	2.95	3.30	3.71	4.20	4.67
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.76倍	3.01倍	3.37倍	3.83倍	4.29倍	4.63倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.7%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.11	0.11	0.12	0.15	0.17	0.15
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.65倍	2.87倍	3.20倍	3.63倍	4.06倍	4.38倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算③

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.28	1.28	1.28	1.31	1.33	1.33
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.07	▲0.08	▲0.07	▲0.04	▲0.02	▲0.05
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.48	2.53	2.67	2.87	3.15	3.40
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.34倍	2.38倍	2.53倍	2.78倍	3.03倍	3.19倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.10	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	2.24倍	2.26倍	2.38倍	2.60倍	2.83倍	2.97倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算④

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.07	1.08	1.70	1.74	1.12	1.12
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.28	▲0.29	0.35	0.39	▲0.24	▲0.26
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.28	2.12	2.67	3.30	3.35	3.39
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.92倍	1.75倍	2.95倍	3.63倍	3.02倍	2.97倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.31	▲0.31	0.33	0.37	▲0.26	▲0.29
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.83倍	1.64倍	2.79倍	3.43倍	2.82倍	2.75倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑤

雇用保険二事業の剰余金を全額積立金に組入れ 保険料率0.4%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金からの借入残高	2.58	2.45	2.31	2.19	1.98	1.74	1.44	1.15
弾力倍率	0.35倍	0.26倍	0.26倍	0.26倍	0.34倍	0.38倍	0.44倍	0.44倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	0.86	0.87	1.70	1.74	0.90	0.90
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.49	▲0.50	0.35	0.39	▲0.46	▲0.48
	二事業からの組入	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
	積立金残高	2.03	2.43	2.07	1.70	2.25	2.88	2.72	2.53
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.51倍	1.13倍	2.53倍	3.21倍	2.18倍	1.93倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.52	▲0.52	0.33	0.37	▲0.48	▲0.50
	弾力倍率	2.23倍	2.47倍	1.42倍	1.03倍	2.38倍	3.02倍	1.996倍	1.74倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑥

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.8%を維持

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.70	1.70	1.70	1.74	1.77	1.77
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.34	0.34	0.35	0.39	0.41	0.39
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.77	3.17	3.63	4.14	4.69	5.23
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	3.04倍	3.44倍	3.91倍	4.47倍	4.99倍	5.38倍
	保険料率	0.8%	→						
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.32	0.32	0.33	0.37	0.39	0.37
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.93倍	3.29倍	3.72倍	4.25倍	4.74倍	5.12倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑦

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.7%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.49	1.49	1.49	1.52	1.55	1.55
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	0.13	0.13	0.14	0.18	0.19	0.17
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.56	2.76	3.00	3.30	3.64	3.96
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.63倍	2.81倍	3.07倍	3.41倍	3.73倍	3.94倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.7%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	0.11	0.11	0.12	0.15	0.17	0.15
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.52倍	2.68倍	2.91倍	3.22倍	3.51倍	3.70倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑧

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.6%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.28	1.28	1.28	1.31	1.33	1.33
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.07	▲0.08	▲0.07	▲0.04	▲0.02	▲0.05
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.35	2.34	2.37	2.46	2.58	2.68
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.21倍	2.19倍	2.24倍	2.36倍	2.47倍	2.49倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.6%	→				
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.10	▲0.10	▲0.09	▲0.06	▲0.05	▲0.07
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	2.11倍	2.07倍	2.09倍	2.19倍	2.28倍	2.29倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑨

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.5%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	1.07	1.08	1.70	1.74	1.12	1.12
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.28	▲0.29	0.35	0.39	▲0.24	▲0.26
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	2.14	1.92	2.37	2.88	2.79	2.67
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.79倍	1.56倍	2.65倍	3.21倍	2.46倍	2.28倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.31	▲0.31	0.33	0.37	▲0.26	▲0.29
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.70倍	1.45倍	2.50倍	3.02倍	2.27倍	2.08倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

失業等給付及び二事業の財政運営試算⑩

雇用保険二事業の剰余金の1/2を積立金に組入れ 保険料率0.4%に引き下げ

【二事業】

(単位：兆円)

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
収入	0.86	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78	0.78
支出	0.53	0.64	0.64	0.65	0.57	0.53	0.48	0.48
差引剰余	0.32	0.13	0.13	0.13	0.20	0.24	0.30	0.30
安定資金残高	0	0.07	0.13	0.20	0.30	0.42	0.57	0.72
積立金からの借入残高	2.58	2.51	2.45	2.38	2.28	2.16	2.01	1.86
弾力倍率	0.35倍	0.35倍	0.44倍	0.52倍	0.74倍	0.94倍	1.20倍	1.40倍
保険料率	0.35%	→						

【失業等給付】

試算①	収入	1.62	1.70	0.86	0.87	1.70	1.74	0.90	0.90
	支出	1.34	1.44	1.36	1.36	1.35	1.35	1.36	1.38
	差引剰余	0.27	0.26	▲0.49	▲0.50	0.35	0.39	▲0.46	▲0.48
	二事業からの組入	0.32	0.07	0.07	0.06	0.10	0.12	0.15	0.15
	積立金残高	2.03	2.36	1.93	1.50	1.95	2.46	2.15	1.82
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.37倍	0.93倍	2.24倍	2.80倍	1.62倍	1.24倍
	保険料率	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	0.8%	0.4%	0.4%
試算②	差引剰余	0.27	0.26	▲0.52	▲0.52	0.33	0.37	▲0.48	▲0.50
	弾力倍率	2.23倍	2.40倍	1.30倍	0.84倍	2.09倍	2.61倍	1.45倍	1.06倍

注) R5年度は決算額、R6年度は予算額、R7年度以降は推計額。推計の前提はp1を参照。

参考資料



労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収入	4,087	21,600	15,453	16,167
うち 保険料収入	3,809	3,908	7,801	15,885
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	17,550	7,444	185
支出	15,180	14,520	12,913	13,450
うち 失業等給付費	13,826	13,093	11,552	11,931
差引 剰余	▲ 11,094	7,080	2,540	2,717
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給額)	▲ 13,951 (30,094)	▲ 14,447 (22,373)	▲ 590 (8,186)	0
雇用安定事業費からの返還	0	0	0	3,212
積立金残高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	12,460 (28,398)	14,410 (28,988)	20,339 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
1.70兆円	1.76兆円
1.67兆円	1.69兆円
0.02兆円	0.02兆円
1.50兆円	1.63兆円
1.27兆円	1.40兆円
0.21兆円	0.13兆円
0	0
—	—
2.24兆円 (2.58兆円)	2.37兆円 (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。
 4. 令和6年度及び令和7年度に雇用保険二事業で生じる剰余金の扱いは未定であるため、「雇用安定事業費からの返還」欄は「—」としている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

労働保険特別会計雇用勘定における雇用保険二事業関係の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度
収入	26,900	32,664	14,187	8,558
うち 保険料収入	5,709	5,856	6,830	6,975
うち 一般会計より受入	6,956	5,227	1,377	0
うち 積立金より受入 (借り入れ)	13,951	14,447	590	0
支出	42,310	32,664	14,187	5,346
うち雇用調整助成金等 (うち翌年度繰越 6,687)	36,782	27,333 (うち翌年度繰越 4,960)	8,845 (うち翌年度繰越 659)	557
(雇用調整助成金)	36,374	26,613	8,356	531
うち 上記以外	5,528	5,330	5,342	4,789
差引 剰 余	▲15,410	0	0	3,212
積立金へ返還	0	0	0	3,212
安定資金残高 (積立金からの借り入れ累計額)	0 (13,951)	0 (28,398)	0 (28,988)	0 (25,776)

6年度 収支イメージ	7年度 要求
0.78兆円	0.79兆円
0.73兆円	0.74兆円
0	0
0	0
0.65兆円	0.64兆円
53億円	99億円
0.64兆円	0.63兆円
0.13兆円	0.16兆円
-	-
- (2.58兆円)	- (2.58兆円)

- (注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額(翌年度繰越額含む)。令和6年度は前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額。令和7年度は概算要求額。
 2. 令和2年度、令和3年度及び令和4年度の雇用調整助成金等の支出額において、令和2年度から令和3年度に繰り越して支出する額6,687億円、令和3年度から令和4年度に繰り越して支出する4,960億円、令和4年度から令和5年度に繰り越して支出する額659億円がそれぞれに含まれている。
 3. 令和6年度予算において、令和2年度から令和4年度に雇用調整助成金等の費用の一部として一般会計から繰り入れられた剰余を返還予定であるが、当該金額は含まれていない。
 4. 令和6年度及び令和7年度に生じる剰余金の扱いは未定であるため、「積立金へ返還」、「安定資金残高」欄は「-」としている。
 5. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について（雇用保険二事業）

- 雇用保険二事業に係る雇用保険料率は、原則3.5/1000（事業主負担）
- 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更。（弾力条項）

$$1.5 < \frac{\text{（保険料収入 - 二事業に要する費用）} + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率引下げ
(→ -0.5/1000まで)

※ 令和5年度決算額による計算 = 0.35

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第10項及び第11項（※））

- 10 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業(同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第一号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、二事業費充当徴収保険率を一年間千分の三・五の率(同号八に掲げる事業については、千分の四・五の率)から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。
- 11 前項の場合において、厚生労働大臣は、雇用安定資金の状況に鑑み、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、二事業費充当徴収保険率を同項の規定により変更された率から千分の〇・五の率を控除した率に変更することができる。

注：令和4年度の雇用保険法等改正法により特別会計に関する法律が改正され、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定による雇用保険率の変更に係る算定において、雇用保険二事業に繰り入れた金額等を返済されたものとして算定することとする規定を削除し、実勢に即した積立金及び雇用安定資金の残高に応じて計算することとした（令和4年度から適用）。

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正後の規定。